

	2001年	2002年	2003年	2005年	2006年	2007年	2008年
外弁数	83	95	95	99	109	116	116
弁護士数	338	403	446	312	536	688	755
共同事業数	23	25	27	19	23	28	30

(注1)データは弁護士白書より。なお、2004年についてはデータなし。

(注2)「共同事業数」は、2003年までは特定共同事業、2005年以降は外国法共同事業数。

(注3)「弁護士数」とは、共同事業を営む弁護士の人数と、共同事業を営む弁護士又は外国法事務弁護士に雇用されている弁護士の人数の合計である。

(注4)「外国法事務弁護士数」とは、共同事業を営む外国法事務弁護士の人数と、共同事業を営む弁護 士又は外国法事務弁護士に雇用されている外国法事務弁護士の人数の合計である。

	特定共同事業	外国法共同事業		
基本理念	○雇用の禁止 ○共同事業の原則禁止 ○弁護士等が法律事務を 行って得る報酬等の収益の 分配を受けることの禁止	〇共同事業, 雇用が自由化		
共同事業の範囲	〇一定の範囲に限定 ・外国法に関する知識を必要とする法律事務 ・当事者の全部又は一部が 外国に住所等を有する者で ある法律事件についての法 律事務等	○制限なし		
共同事業の相手方	〇5年以上の実務経験のあ る弁護士	○制限なし		
不当関与の禁止	〇弁護士が自ら行う法律事 務その他の業務に不当な関 与をすることの禁止	〇弁護士等が自ら行う法律事務であって外弁の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて, 不当な関与をすることの禁止		